

橋本周辺広域市町村圏組合廃棄物処理手数料条例

平成 20 年 12 月 24 日

条 例 第 6 号

改正 平成 21 年 7 月 24 日条例第 5 号 平成 31 年 2 月 13 日条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条の規定に基づき、廃棄物の処理に関する廃棄物処理手数料（以下「手数料」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(手数料)

第 2 条 橋本周辺広域市町村圏組合橋本周辺広域ごみ処理場（以下「ごみ処理場」という。）は、橋本周辺広域市町村圏組合廃棄物の処理に関する条例（平成 20 年条例第 4 号。以下「処理条例」という。）第 3 条第 1 号の事業者のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、関係市町から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた事業者及び処理条例第 3 条第 2 号に掲げる廃棄物を搬入するものから手数料を徴収する。

2 手数料の額は、別表に定める額に、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額（10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

3 前項により納付した手数料は、還付しないものとする。ただし、管理者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(廃棄物の計量)

第 3 条 手数料の算定に係る廃棄物の重量は、ごみ処理場内に設置された計量器により計量されたものでなければならない。ただし、管理者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(減免)

第 4 条 非常災害その他関係市町の長が特に必要と認めた廃棄物については、管理者において手数料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、橋本周辺広域市町村圏組合廃棄物の処理に関する条例（平成 20 年条例第 4 号）の施行の日から施行する。

附 則（平成 21 年 7 月 24 日条例第 5 号）

この条例は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 2 月 13 日条例第 1 号）

この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

種 別	取扱区分	手数料	備 考
家 庭 系 一 般 廃 棄 物	10 kg につき	67 円	50 kg までは 335 円とする。
事 業 系 一 般 廃 棄 物	10 kg につき	96 円	50 kg までは 480 円とする。
特定家庭用機器再商品化法 （平成 10 年法律第 97 号） 第 2 条第 5 項に定める特定 家庭用機器廃棄物で、同法 第 9 条の規定に該当しない ものに係る処理手数料	1 台 当 た り	4,286 円	特定家庭用機器再商品化 法施行令（平成 10 年政令 第 378 号）第 1 条に定め る機械器具でリサイクル 料金を支払ってあるもの に限る。